

**お断わり**：本稿は、中央学院大学『商経論叢』第20巻第1号、2005年10月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、[同上雑誌 \[の頁\]](#) に依拠することを願います。

## 戦前型会社企業官僚論

－雇用経営者：財界理論派闘士 前田 一 の活躍－（その3）

The Prewar-Type Corporate Bureaucrat as a Employed Manager :  
MAEDA Hajime & His Activities in Japanese World of Business [continued 2]

裴 富吉

- I はじめに－日本資本主義企業経営史－
- II 雇用経営者の登場
- III 戦前型経営思想の展開
  - 【以上、「本稿（その1）」および「本稿（その2）」】
- IV 戦前から戦後への展開 【以下「本稿（その3）」】
  - 1) 戦犯的な問題性
  - 2) 戦後の日経連闘将体制派人士の行跡
  - 3) 体制派人士の行跡－無反省と無責任－
- V 批判的考察－雇用経営者の身分と機能－
  - 1) 雇用経営者登場の歴史的背景
  - 2) 経営ナショナリズム 【以上、本稿】
  - 3) 日本資本主義と前田「経営労務思想」
    - [1] 強制労働と賃銀－時効と国家無答責－
    - [2] 国と企業の責任－中国人強制連行－
- VI 経営思想をになった者としての前田 一
- VII 雇用経営者の思想的・歴史的な問題基盤
- VIII 経営労務思想と戦争責任問題
- IX 問題の本質－本稿の総括－

#### IV 戦前から戦後への展開

##### 1) 戦犯的な問題性

前田 一なる人物はいつも忠実に、国家：体制がわの立場に立ち、その役割を遺憾なくはたしてきた。当人の回想を引用しよう。

幸いに私は、戦時中のどの事件も、ちょうどすれすれのところで戦犯をまぬがれている。戦時中に著わした『特殊労務者の労務管理』〔昭和18年11月〕、これは文部省推薦の図書として指定されたが、中身は朝鮮人〔鮮人〕、中国人労働者〔苦力〕が炭鉱に使用されて、どんな労務管理を受けているか、実例によって、克明に書かれたものであるから、見方によっては、これなども、戦犯ものであったかもしれない。しかし、これもとがめられずに済んだ<sup>1)</sup>。

前田自身もいうとおり、実際に大企業の幹部としてかかわってきた彼の仕事は、国際法に違反する行為だったのであって、その点で戦犯に値するに十分であった。だが、アメリカ軍を中心とするGHQは、いったん拘置したA級戦犯の一群さえのちに免罪・釈放したくらいだから、前田 一のような地位にいた人物が戦争中にかかわった所業を問われなかったとしても、かくべつ不思議はない。前田も関与した朝鮮人や中国人の強制連行〔その結果としての大量殺人行為や企業経済的な収奪行為〕という歴史的犯罪の重大さは、敗戦直後になされた証拠隠滅もあって、戦後だいぶ時が経ってからようやく、専門的観点から本格的に究明されはじめたものである。

前段に引照の前田自伝「闘将一代」は、戦前体制のなかで労働組合法を抹殺することに成功したことを誇り、敗戦後において、アメリカ占領軍から民主主義を教えられ労働3法の制定を押しつけられるまでは、労働組合法が陽の目をみななかったことを記述していた。だが、前田自身はいまから考えると、〔戦前期〕「あんなおかしなことをよくもやったものだといわれるかもしれないが、あの時は35、6歳の若さも手伝って、大まじめにやったものだ」、と回想していた<sup>2)</sup>。

ここで断わっておく。前田が自分の仕事について語ったその「おかしなこと」という点に関しては、高度に不可解かつ不明解な要素がある。朝鮮人・中国人の強制連行が「おかしなこと」であったことに、かくべつ説明はいらない。前田に問わねばならないのは、こういうことである。

過去、「国家 - 体制」と「資本家 - 経営者」とが連携した立場でやってきた仕事したい「おかしなこと」だった、といたかったのか。それとも、その立場とはなれた個人的行動として、自分がただ「おかしなこと」をやってきた、といたかったのか。

実際は「前者のおこない」でしかありえなかったのに、「後者のそれ」だったかのようにもいいがる前田の口つきが気になる。一言でいえば、北炭の労務担当課長〔部長〕、

---

1) 前田 一「闘将一代〔上〕」『別冊中央公論』経営問題夏季号、昭和44年6月、301-302頁。〔 〕内の「年月」と「語句」の補足は筆者。

2) 同稿、296頁。

現場責任者として最前線で活躍した担当者がそのように無責任に、戦争中における「自分の職務遂行を中空に放りなげ抽象次元に位置づける」のは、大問題である。「若気のいたり」で済まされるような職務の遂行ではなかったからである。「前田が戦犯になったかどうか云々」は、みずから言及していた問題であった。

もとより、不可分一体の〈立場の問題〉と〈行為の問題〉を分けて考えることはできない。前田はまず、自身の所属した会社の使命＝立場の利害をもって、〈戦前の仕事→労働組合法案潰し〉に努力を傾注、成功した。つぎに、〈戦時の悪行→強制連行〉に主導的に関与し、日本に送りこんだ朝鮮人と中国人から多くの生命を奪った。前田は、戦犯指定や公職追放には「すれすれのところ」で逃れた。とはいえ、戦争犯罪的な経歴を運よく切りぬけたことを「ほくそ笑む」かのように語った前田の感性は、まさしく人生の生き恥を自覚できない者だけに特有なものといえる。

すなわち、前田における戦犯的な問題は、『特殊労働者の労働管理』昭和18年を上梓した点にとどまるものではない。同書の中身にとりあげられたところの、しかも、前田も実際に関与してきた「被強制連行者〔鮮人・苦力〕たちのその後の運命や人生」に照らして議論され、厳格に批判されねばならない。次段でその問題性に若干、具体的に論及しておく

ここで、本稿前節「Ⅲ戦前型経営思想の展開」の「6）戦時期〔その4〕－戦時期の諸論稿－」に紹介した、前田の論稿③「労働移動の現況とその根本対策」昭和16年10月や、④「炭礦に於ける能率増進の緊急課題」昭和17年6月を念頭におき、つぎの表14「戦時期炭鉱労働者数推移」、表15「炭鉱労働者数・生産高推移」、表16「全国地方別炭鉱労働者数」、表17「敗戦前後全国炭鉱労働者種類別調」、表18「鉱山における民族別就業構造の一例」などを参照したい。

表14 戦時期炭鉱労働者数推移

	労働者数 (増加率)	【朝鮮人労働者数 (対日本人比率)】	【中国人労働者数 [捕虜] (対日本人比率)】
1937年6月	222,696 (100.0%)		
1941年12月	341,468 (153.5)	【 41,566 (12.2%)】	
1942年6月	352,848 (158.4)		
1943年6月	378,380 (169.9)		
1944年6月	403,575 (181.2)		
1945年3月	412,241 (185.1)	【135,751 (32.9)】	【9,751 [7,362] (35.3)】

注記) 日本石炭鉱業会および石炭統制会調べ。  
出所) 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑別巻／戦時特集版』労働旬報社、昭和46年、66頁を表化。

表15 炭鉱労働者数・生産高推移

年次	生産高	一般	短期	朝鮮人	俘虜	中国	計(指数)	1人当生産高
1936	41,802,711	198,346					198,346(100)	211
1937	45,257,877	216,493		6,203			222,696(112)	203
1938	48,683,689	255,645		7,987			263,632(133)	185
1939	52,408,541	282,838		10,181			293,019(148)	179
1940	57,318,222	288,604		34,337			322,941(163)	178
1941	55,602,334	288,846		44,097			322,953(168)	167(162)
1942	54,178,544	285,892	4,328	51,068			341,288(172)	159(154)
1943	55,538,802	251,070	9,393	107,141	2,006	1,384	369,610(186)	150(147)
1944	49,352,008	236,313	13,398	125,535	4,327	9,077	380,957(192)	130(122)
1945	22,334,538	232,555	21,336	124,025	9,719		396,712(200)	56(73)
1946	22,523,336	315,829	833				316,712(160)	71(67)

注記) 商工省燃料局資料『石炭鉱業の展望』120頁参照。①労働者数は各年6月末現在数であり、1人当出炭能率算定の基礎。②( )内は平均労働者数による数値。③1936・37・38年生産高は歴年に依る。④朝鮮人中には日本国内既住朝鮮人をふくむ。

出所) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』現代史出版会、1974年、654-655頁。原表どおり。

表16 全国地方別炭鉱労働者数

年次・内訳	北海道	本州東部	本州西部(山口・その他)	九州	全国
1941年合計 割合(%)	66,740 (23.2)	21,382 (7.5)	20,958 [1,048] (7.3) ( - )	177,726 (62.0)	286,806 (100)
a) 一般	49,183	17,791	18,293	149,274	234,541
b) 短期	500	87	711	6,900	8,198
c) 朝鮮人	17,057	3,504	1,954	21,522	44,057
d) 俘虜	-	-	-	-	-
e) 中国人	-	-	-	-	-
1942年合計 割合(%)	80,969 (21.6)	32,097 (8.6)	27,439 [1,271] (7.3) (0.3)	232,987 (62.2)	374,763 (100)
a) 一般	51,147	25,483	1,757 [1,130]	166,121	259,638
b) 短期	936	1,192	829	10,107	13,064
c) 朝鮮人	28,886	5,422	10,853 [141]	56,759	102,061
d) 俘虜	-	-	-	-	-
e) 中国人	-	-	-	-	-
1943年合計 割合(%)	85,870 (21.9)	35,913 (9.2)	28,876 [1,400] (7.3) (0.4)	240,323 (61.2)	392,382 (100)
a) 一般	45,626	27,064	15,661 [1,279]	152,230	241,860
b) 短期	4,360	1,821	1,279	15,111	22,571
c) 朝鮮人	35,884	6,889	11,169 [121]	70,068	124,131
d) 俘虜	-	130	767	2,373	3,279
e) 中国人	-	-	-	541	541
1944年合計 割合(%)	84,049 (20.9)	37,793 (9.4)	28,766 [1,214] (7.2) (0.3)	249,712 (62.2)	401,534 (100)

a) 一般	44,833	27,602	14,352	[1,072]	145,889	230,743
b) 短期	6,600	2,487	1,716	[ 15]	21,966	32,804
c) 朝鮮人	35,209	7,123	10,953	[ 127]	74,736	128,148
d) 俘虜	—	581	1,467	—	4,083	6,131
e) 中国人	407	—	278	—	3,018	3,703
1945年合計 割合(%)	90,246 (22.8)	35,389 ( 8.9)	31,124 ( 7.8)	[1,401] ( 0.4)	238,522 (60.1)	396,712 (100)
a) 一般	44,841	28,419	16,100	[1,220]	141,975	232,555
b) 短期	4,214	826	1,100	[ 25]	15,171	21,336
c) 朝鮮人	37,171	5,350	12,141	[ 126]	69,207	124,025
d) 俘虜	941	794	1,585	—	6,399	9,719
e) 中国人	3,079	—	198	—	5,800	9,077
1946年合計 割合(%)	64,101 (20.2)	34,135 (10.8)	21,887 ( 6.9)	[1,899] ( 0.6)	194,690 (61.5)	396,829 (100)
a) 一般	64,074	33,970	21,842	[1,899]	194,044	315,829
b) 短期	27	165	45	—	646	883
c) 朝鮮人	—	—	—	—	—	—
d) 俘虜	—	—	—	—	—	—
e) 中国人	—	—	—	—	—	—

注記) 石炭庁・石炭鉱業会の資料より作成。『石炭鉱業の展望』121頁参照。① 1941・42・43年度は各年度末, 1944年度は上期末, 1945・46年度は6月末の現在数。② a) 「一般」とは邦人長期労務者, b) 「短期」とは徴用, 学徒動員, 応援隊, 報国隊など臨時労務者。③本州の東部と西部の区別は, 旧中部・近畿行政協議会のそれによる。④c) 「朝鮮人」には日本国内既住朝鮮人もふくむ。⑤1941年度における本州西部の「その他」は不詳に付き, 6月末現在数を表示したが「計」欄には加算していない。  
出所) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録—北海道・千島・樺太篇—』現代史出版会, 1974年, 656-657頁。

表17 敗戦前後全国炭鉱労務者種類別調 [1945年4~12月] 人数(%)

1945年	日本人	朝鮮人	短期	俘虜	中国人	計
4月	258,042(63)	121,311(29)	16,037(4)	5,566(1)	9,357(1)	410,133(100)
5月	256,582(63)	116,876(28)	18,885(5)	8,201(2)	9,426(2)	409,970(100)
6月	255,830(63)	111,311(27)	20,584(5)	9,843(2)	10,018(2)	407,586(100)
7月	245,743(63)	105,197(27)	16,442(4)	10,235(3)	10,102(3)	387,719(100)
8月	228,720(69)	91,731(28)	3,585(1)	*238(-)	8,119(2)	332,393(100)
9月	210,873(75)	60,568(22)	1,011(-)	0(-)	7,268(3)	279,919(100)
10月	193,381(84)	35,364(15)	384(-)	0(-)	1,430(-)	230,559(100)
11月	202,657(92)	15,604( 7)	1,815(1)	0(-)	566(-)	220,642(100)
12月	226,909(94)	199(-)	14,816(6)	0(-)	0(-)	241,927(100)

注記) 『石炭鉱業会資料』。運輸省鉄道総局総務局調査係『最近の石炭事情』1946年7月, 43頁。日本人は長期労務者, 短期は徴用, 学徒動員および応援隊など臨時労務者を指す。労務者数は各月末現在数。\*8月俘虜は在坑中の数だが, 敗戦後稼働するものではない。  
出所) 加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策—全般的労働義務制の史的分析—』御茶の水書房, 1970年, 250頁。

表18 鉱山における民族別就業構造の一例  
(明治鉱業昭和鉱業所)

	坑内	坑外	計	坑内比率
日本人	126人	296人	422人	29.8%
朝鮮人	593	74	667	88.9
中国人	191	6	197	96.9

注記)『事業場報告書』。中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行事件の記録』152頁表より作成。

出所)加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策—全般的労働義務制の史的分析—』御茶の水書房, 1970年, 248頁。

この表14～18のなかには表われていないけれども、的確に読みとるべき数値がある。それは、石炭産業のみならず、鉱山・工場や建設労働の現場で死傷した朝鮮人・中国人に関するものである。朴 慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社, 1965年)は、こう解説する。

1944～1945年が死亡率のもっとも高い時期であり、1938～1944年の炭鉱災害による公表された死亡者実数は、合計1万634名である。この数値に1945年を入れて考えると、およそ1万2千名位になる。朝鮮人はもっとも犠牲者の多かった坑内夫が大部分であったから、そのうち朝鮮人はすくなく見積もっても、6～8千名と考えられる。これに土建をはじめとする他の産業部門の犠牲者を加算して考えると、約4～5倍として3～4万名となる。推定された死亡率6.4%を当てはめると、日本への強制連行数が約100万名であるから、6万4千名となる。これは、厚生省で1万ないし4万とっているから、そうあまり事実と大差ない<sup>3)</sup>。

朴 慶植によるこの解説は、既出の表7「強制連行朝鮮人労働者数(日本国内分)」, 表8「戦時期炭鉱労働者数推移」などの中身と厳密に照合するなら、数値上の整合性においていくらか疑問が生じる。しかし、千名ないし万名の単位であれその整合性に関する不備は、日本の政府〔前記, 死亡者実数は〕「厚生省で1万ないし4万とっている」ことや、「企業がわの証拠隠滅・真相解明への非協力」などの妨害的行為のためになお残存するものあって、現状では、研究者の限界として責められるものではない。朴は「朝鮮人労働者の死傷者についての統計は出ていない」と指摘している<sup>4)</sup>。

表15「炭鉱労働者数・生産高推移」や表16「全国地方別炭鉱労働者数」の関連で話せば、たとえば、「最高時には40万人を超えた筑豊の炭鉱労働者のうち、朝鮮人は終戦直前には30%強を占めた。だがいずれも極めて過酷な労働と劣悪な生活環境によって多数の死者を出したにもかかわらず、戦後長い間責任が問われることなく、事実関係すら明らかにされ

3) 朴 慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社, 1965年, 91頁。

4) 同書, 91頁。

ることはなかった」のである<sup>5)</sup>。

日本政府関係当局のいいぶんが奮っている。たとえば、こういう事例〔新聞報道〕がある。

学者や弁護士らによる朝鮮人強制連行真相調査団（〔表15・16に引照した文献の編著者たち〕日本人側代表＝鈴木二郎・東京都立大学名誉教授）が、日本国内や米国、韓国、北朝鮮で集めてきた朝鮮人強制連行者名簿が23万人分に達した。企業や各国政府が作成した徴用者名簿などから同調査団が確認したもので、〔2002年10月〕28日午後1時半から東京・お茶の水中央大学駿河台記念館で、全名簿を一斉公開する。

厚生労働省は、〔19〕46年に連合軍総司令部（GHQ）の指示で調査した16府県の強制連行者名簿などを保管しているが、「個人のプライバシー」などを理由に公開を拒否している<sup>6)</sup>。

「個人のプライバシー」などを理由に厚生労働省が公開を拒否しているその「16府県の強制連行者名簿」は、それでは、いったい誰が公開を要求したら情報開示するというのか。しかしながら、そこでいわれている「個人のプライバシー」とはまさしく、日本政府当局と朝鮮人強制連行者を現場で酷使した日本企業を守るために悪用し、旧日帝時代の犠牲者・被害者となった人びとの死霊や傷跡を歴史の闇のなかに追いやり、隠そうとする態度を意味している。

#### 【実例1】「大戦中に強制連行された中国人労働者の名簿を公開」

— 日本語による日刊中国ニュースサイト『人民網日本語版』2002年1月7日は、日本がわ関係者の提供によって、第2次世界大戦中に強制労働を課せられた中国人の名簿が、中国国内で発表されたことを報じた。その資料によると、福岡県大谷鉦山では1944年当時、江蘇、浙江、上海などから連行された中国人352人が働かされていた。

中国侵略日本軍南京大虐殺遭難同胞記念館の朱成山館長は、「旧日本軍の侵略期間中、とくに1943年以後、日本は中国人青年を勝手に連行し、強制労働を課した。北海道や福岡などの鉦山では多くの中国人労働者が働いていた。今回の名簿の記録によると、1994年に福岡県大谷鉦山で働かされた中国人352人のうち、1年以内に87人が死亡した」と語った。朱館長によると、その名簿は、日本中国友好協会常任理事、同協会福岡県連合会の責任者である松山氏や岩佐氏らが提供したものである。

日本がわの調査によれば、三菱グループは1946年、中国人を強制労働させたという犯罪に対する責任から逃れるために、旧日本政府に対して中国人労働者の名簿を提出した。日本政府は第2次世界大戦後、これらの資料はすでに破棄されたと発表していた。1996年まで長いあいだ隠されていたこの資料は、日本華僑総会関係者によって発見された。松山ら日本側関係者によると、日本が中国に侵略していた期間、福岡で働

5) 高橋哲哉篇『〈歴史認識〉論争』作品社、2002年、102頁。

6) 『朝日新聞』2002年10月28日朝刊。〔 〕内補足は筆者。

かされていた中国人労働者は、北海道に次いで多い7千人を超えていた。

出所) [http://j.people.ne.jp/2002/01/07/jp20020107\\_12954.html](http://j.people.ne.jp/2002/01/07/jp20020107_12954.html)  
2003年1月22日検索。

**【事例2】「朝鮮人強制連行者の名簿13万人分を日本が隠蔽一朝・日合同の真相調査団が裏づけ文書を発見」**

— 朝鮮人強制連行真相調査団（前出団体）の調査によって、「韓日基本条約〔および付属の協定〕締結」（1965年8月）にいたる過程で、韓国がわが請求した朝鮮植民地支配時期の朝鮮人強制連行者に関する資料（名簿）を、日本がわが隠蔽していた事実を証明する文書が、このほど神戸市立中央図書館で見つかった。今回明らかになった文書は、1962年2月に外務省北東アジア課が作成した「韓国人移入労働者数について—討議用資料」と題するものである。

「被徴用（強制連行）労働者66万7000人が日本に連行された」という韓国がわの指摘について、日本側の協議チームだった地方自治体と内務省警保局（現警察庁）が協議したさいに使用された。資料によると、強制連行者の名簿は「各事業場が保管」し、政府にはそれを各府県が集めた「集計統計」があるだけで、「厚生省には保管されていない」と記されている。

だが、「ただし、1946年6月に、（連合軍）総司令部の命令で集めた名簿17府県13万7406名分はある」としながら、「厚生省とはべつに内務省警保局でも集計されている」ことが明記されている。つまり、この時点ですくなくとも、約13万人分の名簿が日本政府の手元にあったことを認めている。しかし、「韓日協定」国会批准のための第50回臨時国会（1965年10月）で当時の椎名悦三郎外務大臣は、朝鮮人強制連行者の資料に関しては「裏づけるものがない」と答弁し、強制連行者名簿の存在を否定した。

今回、文書を発掘した朝鮮人強制連行真相調査団の洪祥進朝鮮人側事務局長は、つぎのように語っている。

「国連では『真相は、健全な社会的浄化の方法をもたらし、過去の再発を防止することを助ける』と記された報告書が採択され、以降、『慰安婦』問題、強制労働など日本の過去の清算を追及する討議が毎回おこなわれている……」。

出所) <http://www.korea-np.co.jp/sinboj/sinboj2002/2/0227/81.htm>  
2003年2月1日検索。

もっとも、同じ日本政府の機関でも外務省はその後、中国人強制連行に関する記録を公開してはいる。その新聞報道を引用する。

外務省は〔2002年12月〕24日、東京・麻布台の外交資料館で28万4千ページの外交文書



を公開する。今回は17回目で、第2次大戦中の中国強制連行に関するまとまった記録が初めて明らかになる。台湾（中華民国）の国連代表が中国に移る動きが出始めた、〔19〕60年代の日本アジア外交を浮き彫りにする一連の文書も含まれている。

中国人強制連行問題で公開されるのは、遺骨送還をめぐる日本国内のさまざまな動きや、北海道の炭鉱で働かせられていたが、1945年7月逃走し戦争終結を知らないまま、山中で13年間の逃亡生活をした強制連行被害者・劉連仁〔リュウ・リエンレン〕に関する一連の文書である<sup>7)</sup>。

日本にも2001年4月1日に設立された国立公文書をはじめ、全国の都道府県にも公文書館が26館存在するが、欧米先進国に比較して日本政府・地方自治体は、外交歴史文書の公開に積極的だったとはいえない。日本の関連問題を究明しようとする研究者が、日本関係官庁の所有する文献・資料を入手できないために国外、たとえばアメリカ国立公文書館などにそれを求めなければならない状況は、いささかならず異様な姿である。ましてや、官庁組織の関係者たちが当該「個人のプライバシー」を盾にして、闇雲に、関連情報を研究者から遮断しようとする秘密主義は、早急に解消されねばならない。

とはいえ最近ではむしろ、日本全国各地において強制連行された朝鮮人・中国人の労働災害者〔より正確に言えば、労働現場で虐殺された者もふくまれるので「強制労働犠牲者」とよぶべき〕に関しては、地元の日本人研究者たち〔前出「学者や弁護士らによる朝鮮人強制連行真相調査団」はその一組織である<sup>8)</sup>〕によっても、実地的・実証的な調査がすすみ、関係資料の発見・発掘も徐々になされている。

いずれにせよ、強制連行された朝鮮人・中国人に関しては、「労働酷使あるいは虐殺による死亡者が多数に上っていることが推測される」<sup>9)</sup>。つまり、1945年敗戦まで日本に強制連行され、強制労働させられてきた朝鮮人・中国人のうちには、日本の土となって埋もれ、いまなお消息のわからない人びとが多数残されている。

注) ここでは、インターネットで参照できる「強制連行問題」関連資料のページを2件紹介しておく（2003年1月16日検索資料）。

1) 朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集（ただし1994年まで）

<http://www.han.org/a/lib/books.html>

2) 「強制連行」調査ネットワーク・リスト（調査組織の一覧）

<http://www.hyogo-iic.ne.jp/~rokko/renko/list.html>

前掲表14～16のなかに現われる中国人に関しては、つぎの表19「石門臨時俘虜収容所」出所後行き先」をかかげておく。この表19は、戦時体制期に日本軍が中国の華北で、劳工狩り〔ウサギ狩り〕と称する方法でとらえた兵士もふくむ中国人を日本に強制移送し、前田が『特殊労働者の労働管理』昭和18年11月の後篇「苦力」第6章「俘虜・帰順兵苦力」としてとりあつかった彼らが、その後どのような〈進路〉をとらされたかを説明するものである。「死亡率」12.6%である。

---

7) 『朝日新聞』2002年12月24日朝刊。〔 〕内補足は筆者。

8) 朴『朝鮮人強制連行の記録』93頁。

表19「石門臨時俘虜収容所」出所後行き先

1941年8月～43年11月		人 数	構成比
満 州 国	本溪湖炭礦	2,290名	
	東辺道開発	1,000	
	満州炭礦	2,620	
	撫順炭礦	2,748	
	昭和製鋼所	300	
	小 計	8,958名	55.0%
	井徑正豊炭礦（河北省）	1,598	9.8%
	対日供出	564	3.6%
	就 職	350	
	帰 農	913	
	死 亡	2,055	12.6%
	そ の 他	1,838	
合 計		16,276名	100.0%

出所) 古庄 正・田中 宏・佐藤健生他著『日本企業の戦争犯罪—強制連行の企業責任3—』創史社, 2000年, 149頁。

日本軍や満州国関係者は、石門臨時俘虜収容所のことを「訓練所」と称していた。いうまでもなくそれは、まやかしの呼称であった。「石門臨時俘虜収容所」は、日本帝国主義が中国人を、中国の占領支配地域・カイライ国家満州国の鉱山や工場、建設の現場、あるいは日本本土に送りこんで、奴隷的使役に当てるために設営された「中継基地」であった。

元参議院議員田 英夫は、「中国人強制連行」を、こう指弾する。

あの侵略戦争の最中の昭和17（1942）年、日本政府（東條内閣）は、国内における労働力不足を補うため、閣議決定によって4万人もの中国人を強制連行することを決め、これを実行した。その中には捕虜も含まれていたし、畑で働いているところを、いきなり連行された人もいた。残された家族は一家の支柱を突然失いその行方すら分からなかったという。軍国主義日本が行なった暴挙である。強制連行されたのは中国人だけではなかった。数からすれば、はるかに多数の朝鮮人、韓国人も、日本へ連行され、炭鉱などで過酷な強制労働を強いられた<sup>9)</sup>。

日本政府は、中華民国が連合軍の一員であるため、戦争裁判を考慮してか、中国人強制連行の調査報告書をまとめたが、その公表はかたくなに拒みつづけてきた。そして、裁判で戦争責任の追及の手が伸びないことが明らかになると、その存在そのものも隠しとおそうとしてきた。だが、その一部が民間の手にわたったことで、さらに詳細な調査がおこなわれていった。それが、田中 宏・内海愛子・新美 隆編『資料 中国人強制連行の記録』

9) 田中 宏・内海愛子・新美 隆編『資料 中国人強制連行の記録』明石書店, 1990年, 田 英夫「刊行によせて」。

(明石書店、1990年)である<sup>10)</sup>。

敗戦当時、陸軍大臣阿南惟幾は命令を出して、中国人など俘虜虐待の戦争犯罪追及にそなえて記録文書の焼却をおこなった。「日本政府が中国人強制連行に関しても戦後一貫して責任逃れをしてきたことは明らかである」<sup>11)</sup>。

日本国内に強制連行された中国人はすくなくとも4万1762名、そのうち死亡者は6782名、行方不明者は30名である。中国人が中国の港から連行され、日本の港から送還されるまでの期間は、平均13.3月であり、死亡率は17.6%であった。すなわち、中国人強制連行事件は、日本帝国主義の中国侵略戦争の一部として、日本の政府・軍・独占資本によって直接おこなわれた重大な戦争犯罪といえる<sup>12)</sup>。

NHK取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書—中国人強制連行の記録—』(日本放送出版協会、1994年)は、全5冊646頁におよぶ「外務省報告書」のなかに記述された「華人労務者移入」を紹介している。既述の内容との相違にかまわず引用しよう。

連行された人数は合計3万8935名で、それが全国各地、雇用主35社の135個所の事業場で就労し、そのうち6830名が死亡した。「死亡率高キ事業場」の一覧表には、死亡率30%以上の13事業場の名が挙がっている。有名企業ではたとえば、こうであった<sup>13)</sup>。

・北海道炭礦汽船空知天塩	45%
・日鉄鉱業釜石	43%
・鹿島組花岡・古河鉱業足尾 各	42%
・日本鉱業峰の沢	41%
・三井鉱山芦別	36%

戦時労務国策への協力と遂行において、炭礦会社〔北海道炭礦汽船の〕幹部としての前田も関係した中国人の被強制連行労働者は、この表19のうち「対日供出」564名に関連す。戦争末期、この中国人たちがおこした事件が「花岡事件」である。

1945年6月30日、日本の秋田県花岡〔現在の大館市北地域〕に移入使役された中国人労働者は、鹿島組(現在の鹿島建設)による過酷な労働および虐待に耐えきれず、のちに花岡事件として有名になった暴動を起こした。暴動は、日本軍および警察による残酷な鎮圧をうけただけでなく、事件前後には迫害による死者があいついだため、労働者986人のうち418人が死亡した。その死亡率は4割を超えた。

## 2) 戦後の日経連闘将体制派人士の行跡

---

10) 同書、内海愛子「中国人強制連行の名簿について」658頁。

11) 同書、同稿、656頁、田中 宏・内海愛子・新美 隆『『資料・中国人強制連行の記録』刊行にあたって』x頁。

12) 同書、収録文書、中国人殉難者名簿共同作成実行委員会『「中国人強制連行事件に関する報告書」の作成を終って』1964年10月、641頁。

13) 鈴木賢士『中国人強制連行の生き証人たち』高文研、2003年、147頁、149頁。

さて、「本稿（その1）」<sup>14)</sup>の表3「労働戦線の概況（1936年）」にも紹介したごとく、日本の労働組合運動の歴史をかえりみると、労働運動面の左右の思想的分化と対立は、昭和の時代にはいるころ、おおきく非合法の共産党と合法的な無産政党の2分野に表現され、さらに合法面でも、右翼 - 中間 - 左翼の3派の組織的対立のかたちで表明された<sup>15)</sup>。

戦前体制においては、合法的政党路線の労働組合運動に対してその法的制度保障を用意する「労働組合法案」に対してさえ、資本家・経営者がわは猛烈に反対し、首尾よくその成立を阻止した。前田は、自分も関与したこの歴史的出来事をとらえて、「あんなおかしなことをよくもやったものだ」と、正直に告白していた。

それでは、つぎのような敗戦直後の出来事に関する前田の発言は、いかに理解されるべきか。

日本歴史上初めての経験であるアメリカ占領軍の統治が始まった。炭鉱地帯での労使関係は一夜にして主客転倒した。昨日まで、1個の労働者として石炭採掘に追いまくられていた人たち、その多くは、朝鮮人や中国人であったが、これらの人たちは、この日から戦勝国民の1人になったわけだ。その使用者であった鉱山長以下の日本人は、すべて敗戦国民として、これらの前に頭が上らなかった。その居丈高な横暴ぶりは、まことに目に余るものが少なかった<sup>16)</sup>。

戦争中自身が深く関与してきた「戦争犯罪的行為：企業人としての悪行」は棚に上げ、それまで奴隷的使役にこきつかってきた朝鮮人・中国人が、敗戦後の一定時期に犯した跳ね上がり・増長的な行動を、一方的かつ針小棒大的に非難している。その発言は、当時日本社会の一般的論調につうじるものだったとはいえ、敗戦まで死屍累々だった強制連行の歴史＝行跡に目をつむって「顧みて他をいう」、まさに「恥しらずの言説」である。

昭和20年代前半の混乱した日本における「闇市的社会」の歴史的生態、いいかえれば、その負的問題をすべて朝鮮人・中国人などに押しつけるみかたは、予断的過誤に満ちた観念的・作為的なすりかえであった。敗戦後の一定時期、旧植民地出身の人びとが戦勝国民的意識を抱いて「横暴行為」をおこなったことは、事実である。しかし、その一時の事実になにか絶対的な理由を特別につくりだすことによって、日帝がわのそれまでの戦争犯罪的な行跡が消滅するわけではない。

いずれにせよ、敗戦後戦犯に指定される恐れを逃れえた前田は、こんど、民主化体制における「労働組合の出現に対して、これを受けて立つ経営者の団結がどうしても必要であることを痛感した」。「その結果、北海道石炭鉱業連盟を結成することになり、ただちに創立準備に着手した」。敗「戦後、経営者が労働問題のために、団結をくんで経営者団体として発足したのはこれは第1号だったと思う」<sup>17)</sup>。

前田は、こうもいった。

---

14) 「本稿（その1）」『中央学院大学商学論叢』第18巻，2004年3月，95頁。「本稿（その2）」は『同論叢』第19巻第1号，2004年12月。

15) 小山仁示『日本社会運動思想史論』ミネルヴァ書房，昭和40年，176頁。

16) 前田 一「闘将一代〔上〕」『別冊中央公論』経営問題夏季号，昭和44年6月，303頁。

17) 同稿，304頁。

占領政策がもたらした大きな贈り物は民主主義の導入であった。過去2千数百年の長きにわたって日本民族の精神を支えて来た天皇中心主義の思想、歴史と伝統に輝く一君万民の思想には、この民主主義という言葉が、最初は水と油のような何となく理解しにくいものであった<sup>18)</sup>。

『〈日本国〉の歴史』が「過去2千数百年」あるという認識は、正しくない。「天皇中心主義」の「一君万民の思想」なるものは、明治以降の日本が帝国主義の道を歩むために、人為的につくった非民主主義・反共和制の統治観念であった。だから、そうした思想を心底支持した人間：前田 一にとって、敗戦後の民主主義という言葉は「水と油」の関係であった。

ともかく、敗戦を機に日本社会は、民主主義の政治理念が潮流となった。興味深いのは、前田のごとき人物は、従来の日本的皇国観をなんら意識的に反省することもなく、新たに流入した民主主義の思潮を迎えたことである。前田自身はもちろん、「敗戦後占領軍からいただいた民主主義の思想に、いきなりとけこんで行くことにはいづらく無理があった」とはいつている<sup>19)</sup>。だが、同一人物の抱いた精神的思想としてみると、多少のとまどいがそこにはあったものの、深刻な葛藤はほとんど生じていなかったかのように映る。

前田の関心はあいかわらず労務問題にあった。「終戦直後の労働運動の動きをみていると、今まで想像もしなかった、労働組合幹部の思い上がった傍若無人ぶりが腹だたしい感じであった」と記述していた<sup>20)</sup>。これをみても前田が、終始一貫して、企業体制がわの「闘士」たる感覚を充満、あるいは気分を堅持していた事実が了解できる。彼は、敗戦後の日本社会で一定時期、朝鮮人や中国人が我が物顔で闇市をとりしきった事実〔断わっておくが、けっして彼らだけが闇市を構成したのではない〕が嫌悪を生み、非難されたときに酷似する発言を、当時の労組運動の浸透・高揚に対しても向けたのである。

占領軍の政策が、共産主義をはじめ左翼助長の傾向になったため、従来の右翼的思想を極端に押えつけて、一億総馬鹿というか、あるいは一億国民<sup>21)</sup>を骨ぬきとすることに、力を致したことも、左翼運動者たちを必要以上に背伸びさせた原因であるかもしれぬ<sup>21)</sup>。

もっとも、アメリカ軍を中心とするGHQの日本占領 - 統治政策は、すぐにその反動的時期に転換していったゆえ、上記のごとき前田の懸念は杞憂であった。昭和22年2月1日、全官公庁労組共闘委員会（260万人）は、同日午前零時より無期限スト突入を予定していた。だが、このゼネストはGHQ総司令官マッカーサーの命令によって中止を余儀なくされた。この事態は、占領統治下に与えられた〔押しつけられた？〕民主主義体制の意味合い：本性を思いしらされた事件である<sup>22)</sup>。

注) 戦争中たとえば、「一億火の玉だ!」というような檄が飛ばされた。ともかく、敗戦当年における日本国民の総人口でも「一億という数値」でもって表現することは、

---

18) 同稿, 304頁。

19) 同稿, 305頁。

20) 同稿, 305頁。

21) 同稿, 305頁。

22) 同稿, 305頁。

正確でない。むしろ、完全なる錯誤である。日本国民の総人口は、1945年7千2百万人台（1941年から増加せずほぼ同じ）、1947年7千8百万人台である。ただし、1945年の数値にそれまで「植民地にしていた国々の人口」を勘定に入れば、1億にはなる。ひがしくにのみやなるひこ

敗戦直後内閣を組閣した東久邇宮稔彦王は、「一億総懺悔」なる観念を提示し、戦争責任を「日本国民」全体に満遍なく押しつけようとして、人民（ピープル）の輿感を買った。

戦前より「日本国民」あつかいなど毛頭されていなかった旧植民地出身の在日朝鮮人や中国人たちは、GHQの日本占領期間中に、日本国籍人でも外国籍人でもない宙ぶらりんの政治的・法的地位に追いやられ、基本的な生活・権利を奪われた。彼らはくわえて、戦後における朝鮮人「B・C級戦犯」<sup>23)</sup>の処刑・処罰にも明らかになどとく、旧日本帝国臣民と同等かそれ以上に戦争責任だけはとらされた。それなのに、彼らの頭数だけは、いつも都合よく、日本国の総人口に勘定されてきた。

歴史的な由来にさかのぼり判断するなら、敗戦後在日するようになった朝鮮人や中国〔台湾〕人は、日本・日本人がすすんで「懺悔すべき対象」<sup>あいて</sup>だったのである。だから、朝鮮人・中国〔台湾〕人までを、ともに「ザンゲする仲間」にすり〔入れ〕かえた「一億総懺悔」論は、二重のまやかしである。

それだけではない。敗戦直後、皇族宰相がそうした無節操・無反省な懺悔論を指示したのである。これは、国家精神面において戦争責任問題がもうひとつ加重されたことを意味する。日本国民の大部分は一般的に、以上のごとき歴史的課題点に対して無関心・不感症でありつづけてきた。

前田は、こういうことも述べる。GHQの占領政策もその後徐々に変化してくる。最初、全国的規模の経営者団体は、あまりにも政治力をもちすぎるからという理由で許可されなかった。地域ごとの、いくつかのブロックに分けて組織せよという。やむなく、関東とか関西とかいう地域ごとの団体をつくらざるをえなかった。関東では足立 正、植村甲午郎、膳桂之助、諸井貫一、その他2、3の人が集まって、設立の構想を練った。前田もその末席をけがす1人であった。結局、「関東経営者協会」という名称の経営者団体が結成された<sup>24)</sup>。

前田 一「日経連に生きた二十年〔闘将一代（下）〕」『別冊中央公論』経営問題秋季号、昭和44年9月は、日経連発足以後の前田の〈活躍ぶり〉を描いた論稿である。

a) 《日経連発足時代》 ……敗戦後の半年間は、全国の炭鉱地帯では朝鮮人や中国人を本土に送り還す仕事で手一杯であった。なにしろ経済的に虚脱状態を呈していた工場・鉱山を早く復興して、日本経済の立ちなおりを図らねばならぬという大使命をもっているに

23) 朝鮮人「B・C級戦犯」については、内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』勁草書房、1982年参照。

24) 前田「闘将一代〔上〕」305頁。

もかかわらず、労働運動はまったく狂瀾怒濤の姿であった<sup>25)</sup>。

戦争中、国家 - 企業の立場から前田も主導的にかかわってきた相手だったが、日本国内で奴隷的労働に使役させられていた朝鮮人や中国人は、いまや、「厄介払い」の対象にすぎなくなったようすである。

前田はさらに、こういう。

敗戦後においてつぎに出現した問題の相手は、昭和21年の末ころには組合結成がほとんど完了した炭鉱労働者であった。その指導方針はきわめて荒っぽくて、団体交渉なども一定のルールを守るようなことはなく、事実上の人民裁判そのものであった<sup>26)</sup>。

敗戦後の日本社会では、GHQが命令した民主化の御旗のもと、各領域において民主的改革の動きが勢いをえた。したがって、それまでは徹底的に弾圧され窒息していた政治的活動、あるいは経験もろくになかった労働運動が一気に花盛りとなった。戦後、前田の当面した仕事はここから開始するのである。

無茶苦茶な労働争議が炭鉱ばかりでなく全国の工場方面にも波及して、争議といえど生産管理か人民裁判か、あるいは社長の私宅を強襲して悪口雑言を書いたビラを門や塀にベタベタはりつける等々全くもって手に負えない。

しかし、労使ともにこのような桁はずれの争議形態には、だんだん反省の色もあらわれて、経営者側には北海道・九州・宇部・常磐の石炭連盟を糾合して日本石炭鉱業連盟が発足し、労働側にも炭鉱労働組合全国協議会という全国組織ができていた。

その結果どうやら団体交渉も軌道にのり出したようだ<sup>27)</sup>。

日本経営者団体連盟〔日経連〕は、地域別団体を1本の柱とし、業種別団体をいま1本の柱とし、この2つの柱の上に乗かって誕生した。

当時の「険悪な事態に処するためには経営者はよほど土性骨をすえてかからねばなければならぬ」。「経営権の奪還、これが経営者にとって唯一の課題であった」。

「私は、総会のスローガンとして『経営者よ、正しく強かれ』を掲げた」。この「スローガンは当時の経営者の胸を打つに十分な意味を持っていた」。

「日経連が発足して最初に取り組んだのは、東宝の争議であった」。「私がジャーナリズムから“財界の徳球”とか“防弾チョッキ第1号”とかいろいろの綽名をつけられたのもその頃であった」。「企業防衛委員会の設置」<sup>28)</sup>。

以上、前田自伝の記述からも、財界が闘士としての勇ましい姿が想像できる。いまここで参照中の「日経連に生きた二十年〔闘将一代(下)]」は、b)《春闘時代》という見出しも設けているが、この項目は飛ばし、のこる1項を参照する。

c)《強くかつ正しく》……前田は「日本民族特有の潜在力」という、「同上稿」の小見出し項目で、こう主張した。

---

25) 前田 一「日経連に生きた二十年〔闘将一代(下)]」『別冊中央公論』経営問題秋季号、昭和44年9月、352頁。

26) 同稿、352頁。

27) 同稿、353頁。

28) 同稿、355頁、357頁、358頁。

日本的労務管理，日本的賃金体系，日本的雇用制度，ことに日本的組織としての企業別労働組合という日本独特の歴史と伝統，それに日本民族に特有な潜在力を尊重する。私が労働問題を処理する場合に，常に考え方の基礎になっていたものはこの理念であった。

私は今でも，これを誤りであったとは思っていない。否，むしろ今後ともこの考え方は堅持すべきものであると信じている。人はこれを時代遅れと言ひ，反動的思想であると評するかもしれぬ<sup>29)</sup>。

現在，21世紀初頭に立っている。前田が半世紀もまえに確信した「労務・労働関係の思想」が，いまでは「時代遅れ」であり「反動的なもの」であることは，明白である。問題は，前田 一なる人物が前世紀に，雇用経営者として活躍し，はたしてきた〈主体的な役割〉であり，その〈客観的な機能〉である。

前田は，自己の「常に考え方の基礎になっていた」「理念」は，「日本独特の歴史と伝統，それに日本民族に特有な潜在力を尊重する」ことだと述べていた。ところが，他国家・異民族がわの「独特の歴史と伝統」や「特有な潜在力を尊重する」ことはおろか，想像することすらできていなかった。前田は敗戦後，朝鮮人や中国人の大勢を厄介払いするがごとく祖国に送りかえしたと回想する。けれども，それは口先だけの発言であって，自身がそれまで関与してきた「国家戦争犯罪的な差別的労務政策」については，反省するどころか完全に頬かぶりである。

また，戦後における「日本的労務管理，日本的賃金体系，日本的雇用制度，ことに日本的組織としての企業別労働組合」などの「〈日本的〉な諸制度」に関する前田の評価については，こういっておかねばならない。つまり，前田の言論は，戦前 - 戦中におけるそれらに対して「国家全体主義的なイデオロギー的概念化」を，いったいどのように，ほどこしてきたかという問題である。

さらにそのさい，「日本的」なる修辭の意味合いは，敗戦を区切りに，いかえると〈民主化概念の有無〉を基準に判断すれば，必ずしも同じものではなくなっていた。その意味における前後のちがいは重大な含意があり，いま一度問われるべき問題である。

前田は戦争中，奴隸的に酷使する労働現場に他国家・異民族の人々を追いこむ職務に当たって，国家および産業がわを代表する役目 - 仕事を，積極的かつ果敢にこなしてきた。敗戦後民主主義の時代になってからの彼は，資本家・経営者の立場・利害に忠実に立つ点は以前とすこしもかわらず，こんどはもっぱら，自国・同民族の人々に対峙しつつ，いわばその執行代理人の働きに徹してきた。

### 3) 体制派人士の行跡 - 無反省と無責任 -

前田は，朝鮮から炭鉱労働者を強制連行してくる仕事を，「なるべく逃げる機会のないように，船で運んできたですね」と語っていた<sup>30)</sup>。戦時中，植民地支配下にあった隣国の

---

29) 同稿，367頁。

30) 「〈連載〉現代史を創る人びと ⑩ 前田 一〔第1回〕戦前の労務管理」『エコノミスト』昭和45年6月30日，137頁。



人々を「もの」あつかいしていたことを、前田は正直に回想するのであった。

敗戦時、「石炭を掘るほうの8割までは、第三人国でした」<sup>31)</sup>。「石炭を実際掘る労働者には第三人国人が約8割5分を占めていました」<sup>32)</sup>。戦争中だったから、前田にとっては、「労働者の思想をどう軍事色一色に塗りつぶしていくかというのが、大きな仕事でした」<sup>33)</sup>。

筆者はここで、「第三人国」とうことばにまとわりつく差別観をとくに論じない。さらに、前田の回想を引照しよう。

敗戦の年に「第三人国の送還問題が起きた」。「当時、私は取締役労務部長として本店におり……長期出張の命令を受けてすぐ北海道に乗り込み、第三人国の送還業務に当たった」。「炭鉱の労働者は割合優先的に本国に帰すことができたのですが、ただ困ったのは遺骨ですね」。そのさい、「何か言葉を言ひすぎたり、少し威張ったりしたようなことでもやると、すぐに戦犯扱いをされるのには弱ったですね。国が戦争に敗けると、なんと変わり果てるものかということをしみじみ感じたわけですが、その送還業務は、8月から12月までの約半年かかりました」<sup>34)</sup>。

前田は、敗戦直後の「朝鮮人引揚げ帰国業務」にさいし、〈第三人国〉＝朝鮮人に自分が「戦犯扱い」される応対に困惑したと述べる。だが、いったいどのような歴史的状況のなかで、さらにいかなる政治経済的原因のために、「朝鮮人炭鉱労働者の〈遺骨〉」が登場したのか。こんな疑問には皆目触れない。それが「前田の回想談」であった。

先述のとおり、強制連行朝鮮人問題を研究してきた朴 慶植は、『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、1965年5月初版〔筆者の版は1983年1月で第44刷])を公刊しており、関連資料の発掘に努力してきた。朝鮮問題資料叢書第1巻・第2巻、朴 慶植編『戦時強制連行・労務管理政策Ⅰ・Ⅱ』三一書房(アジア問題研究所)、1982年・1981年は、代表作である。朴『朝鮮人強制連行の記録』1965年は、朝鮮人労働者〈遺骨〉について、こう説明している。

強制連行の目的が日本帝国主義の侵略戦争への労働力動員であり、日本の戦力の補充策であり、植民地民族の安い労働力を使用したより多くの戦時超過利潤の追求であったことが知られる。そしてまたこの中で日本民族の優越を強調して民族的対立を助長し、また朝鮮民族を「皇国民化」する民族同化政策をも同伴した。しかしその目的は達せられないばかりか、日本帝国主義と朝鮮民族との矛盾対立は激化し反日闘争はより幅広い戦線を形成していった。

日本全国の炭鉱、鉱山、土木工事現場——水力発電所建設や飛行場建設地などにいまだに朝鮮人の屍体が埋ったままであったり、遺骨が現場付近あるいは寺に放置されている事実である。鉱業所工事や請負の組などに遺骨の事情を聞くと大抵は戦後まもなく持ちかえったというが、事実は相違している。私のわずかな調査でも次のように多くの遺

---

31) 「〈連載〉現代史を創る人びと ⑫ 前田 一〔第2回〕産業報国運動の推進」『エコノミスト』昭和45年7月7日、81頁。

32) 「〈連載〉現代史を創る人びと ⑬ 前田 一〔第3回〕戦後労働運動への対応」『エコノミスト』昭和45年7月14日、83頁。

33) 「〈連載〉現代史を創る人びと ⑫ 前田 一〔第2回〕産業報国運動の推進」82頁。

34) 「〈連載〉現代史を創る人びと ⑬ 前田 一〔第3回〕戦後労働運動への対応」82頁。

骨が放置されていることがわかった<sup>35)</sup>。

ここでは、最後部の「次のように多くの遺骨が放置されている」というくだりに関する数値を紹介しない。敗戦後、「第三人の送還問題が起きた」「困った」問題が、朝鮮人「炭鉱の労働者」「遺骨」のあつかいだった、と前田は述べていた。だが、前田のような企業関係者は、日本国内各所に放置されたその「遺骨」をねんごろに弔ったり、祖国の縁者に送り届けていたりしていない。そうではなく、地元の宗教関係者〔主に仏教僧侶〕などの手によって、関連施設に収容・納骨されるか、都合された墓に納められるかしている。尸体：遺骨そのものが、どこかに放置されたままのばあいも多い。

その悲惨さについては、こういう表現さえある。「枕木1本に朝鮮人1人」〔→宮城県の仙山線開設工事末期における惨状〕<sup>36)</sup>。

ところが敗戦後、企業がわのたとえば「日本建設工業統制組合」は、日本政府に対して「土木建築事業における中国人、朝鮮人労働者の処理並に損害賠償に関する陳情」の請求をおこない、国家補償金4,595万3千円をうけとった。それだけでなく、緊急融資金として日本興業銀行から6,206万561円の融資もうけている。この金額は、土建関係に対する国家保証の一部であり、鉱山・金属鉱山・港湾・造船関係をふくめれば膨大な金額に上ぼる。前記「日本建設工業統制組合」には、鹿島組、大成建設、間組、西松組、鉄道工業、飛鳥組、熊谷組、地崎組、川口組、菅原組、荒井合名、伊藤組、瀬崎組、土屋組などがその名を連ねていた<sup>37)</sup>。

日鉄本社をはじめとする関係企業は、……強制連行された朝鮮人やその利害代弁機関としての朝鮮人聯盟に対しては一切の支払いを拒否しながらも、その反面で朝鮮人聯盟の要求額を現実に支払ったものとして「管理費」の名目で国庫から多額の資金を引き出した。日鉄本社がうけ取った「管理費」は総額5千万円に達した<sup>38)</sup>。

もっとも、前田のいいぶんを聞いていると、それどころか、やれやれ戦争が終わって民主主義の時代を迎えて新しい仕事生まれ、またもや多忙になったとでもいうふうであった。

しかし、敗戦直後に生じた「第三人の騒ぎが労働運動とは違った形で起こってきた。集団で経営者側に談判したり交渉したりするというのが、毎日のように繰返される。それが日本人の間に引継がれたというか、真似したというか、そういう風潮になじんできた結果かしらんが、労働組合運動のようなものが形として現われ出してきたんです。それは敗戦後2カ月後の10月ごろでしょうか」<sup>39)</sup>。

注目すべき前田の発言が、つぎにもつづく。「それに対抗する経営者の団体というもの

---

35) 朴『朝鮮人強制連行の記録』105頁、96頁。

36) 朴 慶植『在日朝鮮人・強制連行・民族問題』三一書房、1992年、286頁。

37) 同書、289-290頁。

38) 日本製鐵株式会社「朝鮮人労働者の休業手当等の国庫保償獲得の為の資料提出について」『総動』第212号。戦後補償問題研究会編、代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店、1991年、132頁より引用。

39) 前掲「(連載) 現代史を創る人びと ⑬ 前田 一〔第3回〕戦後労働運動への対応」83頁。

の必要を感じた。そして北海道で、北海道石炭鉱業連盟というものを作ることを決議し、その結成に乗り出したわけなんです」<sup>40)</sup>。この発言は、戦争中に日本本土に強制連行した朝鮮人炭鉱労働者が、敗戦後における日本の労働運動の展開に多大な影響力をもたらした事実を、関連して示唆する。

敗戦直後、在日朝鮮人の日本共産党員であった金斗鎔らが「政治犯釈放推進連盟」を組織し、10月10日に府中刑務所から出所する徳田球一・志賀義雄・金天海らの日共幹部を盛大に出迎えたさい、その大多数は朝鮮人たちだった。その日、戦時中とらわれていた政治犯約3千人が釈放されている。金斗鎔や金天海らの在日左翼人士は、10月15日に開催の在日朝鮮人連盟（朝連）全国大会を準備した。

さて、前田の回想話は、GHQの占領政策が反動化した時期にすすむ。1950年6月朝鮮戦争の勃発直前、GHQから日経連に指令がきて、共産党のリーダーの追放と『赤旗』編集陣の追放を指示された。それから、企業がわのレッド・ページ事件があった。この民間のレッド・ページは、日経連が指導力を発揮した。1万人くらいをレッド・ページした<sup>41)</sup>。

そのレッド・ページに関与した前田一の行動を記録した論及を引用する。

警視庁その他公安関係の調査があり、そういう調査材料はわれわれの手にはいるものだから、それを各企業に示すということもあった。

日経連としては〔調査機関のようなものは〕もちませんでしたが、公的機関を利用した。

左翼学者一覧表というのを作ってね。えらい抗議を受けましてね。

レッド・ページ問題というものをまとめますと……これは結論的に申しますと、日経連の仕事として成功したとっていいですな。非常にうまく、うまくいったらおかしいですけども、目的を達成することができた。その意味においては成功した<sup>42)</sup>。

レッド・ページは、在日朝鮮人に対してもすくなからぬ該当・犠牲者を出した。この事実是一面で、敗戦直後において日本社会でしばらくのあいだ活気のあった人間・集団・組織は、朝鮮人や中国人のほかあまり存在しなかった点を反映する。もともと、敗戦より昭和20年代の日本社会は、警察力が無力化、弱体化した治安状況にあったため、日本人の病理集団〔暴力団・やくざ組織など〕の跳梁跋扈を許していた。昭和30年代半ばまで、日本の警察庁と暴力団関係病理集団とのそのような状況、力関係〔あるいは癒着関係〕は基本的に、後者の優勢を前者が挽回していく様相をみせた<sup>43)</sup>。

**【付論①】** 本項で論及した戦時中の「朝鮮人強制連行の歴史」に関連させて、敗戦後日本に在住するようになった韓国・朝鮮人を観察するさい、「在日・強制連行の神話」を語る研究者に出あった。

---

40) 同稿, 83頁。

41) 同稿, 89頁。

42) 同稿, 90頁。

43) このへんの時代的事情については、河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックスー治安の法社会学ー』岩波書店, 2004年も参照。

a) 鄭 大均『在日・強制連行の神話』(文藝春秋, 2004年)は, 在日韓国・朝鮮人1世は「みずからの意志で海峡を超えてきたのではなかったか?」と問い, 戦時中, 日本国内外で奴婢・奴隷のように顧使・酷使され, わけても, この国の土に帰した「数多くの行方しれず」の朝鮮人〔や中国・台湾人なども〕の「遺骨〔その亡霊〕」を完全に無視・侮辱するだけでなく, 「強制連行〔など〕された」のちも日本に定住することになった韓国・朝鮮人があたかも「僅少であった」かのように, しかも, なんの歴史的・学術的な根拠・議論もしめすことなしに独断している。

鄭の同書を読むかぎり, この著者自身の生涯にこびりついた「個人的な憤懣」を, なにかぶちまけたかのような内容である。すなわち, 「鄭の個人的体験だけをもって, 朝鮮人〔などの〕強制連行問題という歴史的事実を否定する愚を犯している」。比喻でいえば, 「汚れた盥の水とともに赤子を流す愚を犯している」。

「新書版の装訂(形態)」をもって公刊されているからといって, 鄭『在日・強制連行の神話』が他者に向かって「客観性をもって語っていない」点, いいかえれば, 「個人歴的な生活感情」に発したごとき「情緒に先走った論調」が許されるわけではない。

鄭の父は朝鮮〔韓国〕人, 母は日本人だといひ, 1921年に日本にきたその父は1960年に韓国に1人で帰り, 1979年に死亡したともいう<sup>44)</sup>。もしかすると, この家庭的な経歴がそうした非学究的な記述を噴出させた, と解釈する余地もある。

鄭の同書におけるいいぶんを聞くと, 少年期(満12歳になる年)の自分を置きざりにし, 故国に帰ってしまった父に対する憎悪のような「欲求不満 - 愛憎対立」感が, 歴史的事実をないがしろにする「在日・強制連行の神話」(説)を想到させたかのようにも映る。

新書版のかたちによ同書は, 研究者: 大学教員〔東京都立大学人文学部教授, 専攻は「日韓関係・在日研究」〕が公表する書物としては, 学術研究にたずさわる者誰しもが基本的に順守すべき作法・配慮を, 完全に欠いたものである。

要するに, 「在日韓国・朝鮮人」に関して鄭が, 強制連行された者がいなかったかのように主意的, 不可知論的に総括・断言し, 「朝鮮人強制連行」が「神話」だと形容・裁断するのは, まったくの誤りである。いまでは掃いて捨てるほどあるはずの, 関係文献や関連統計資料を引用・駆使しつつ, 鄭の主張を議論・批判することになれば, その立論が根拠に薄弱どころか, とうてい成立する余地もないような〈妄論・暴論〉であることは, ただちに明白となる。

いふなれば, 慎重な学問的検討を要する議論のなかに, 「個人の生活歴から生じた両面対立的感情」を直接混入する観念論は, 研究者として「最低限の矜持=職業倫理」をもちあわせているならば, 絶対ご法度である。筆者は, 常軌を逸したその論法に驚きつつ, 鄭に対してはあえて, 「学者失格」を宣言する。

b) 既出の文献であるが, 坪内廣清『「募集」という名の強制連行 - 聞き書き ある一世の証言 -』(彩流社, 1998年)は, 戦時体制期の朝鮮人「強制連行」に関する「3期の時代区分」である,

---

44) 『朝日新聞』2004年9月13日夕刊「文化」欄, 鄭 大均「新・韓国ブーム 対等な眺め合いへ一歩 - 昭和初期にもいた「ヨン様」 -」。

(1) 「募集」1939〔昭和14〕年9月～1942〔昭和17〕年1月

(2) 「官斡旋」1942〔昭和17〕年2月～1944〔昭和19〕年8月

(3) 「徴用」1944〔昭和19〕年9月～1945〔昭和20〕年8月

の全期間をめぐり、『募集』という名の強制連行」を主張していた。

だが、在日韓国・朝鮮人問題をめぐる鄭大均の議論は、関連領域において従来蓄積されてきた研究業績を前提しないで、というよりも「強制連行の歴史的事実」に目をつむり、恣意的かつ無責任な〈放言〉に類する記述ばかりである。鄭は自分自身の個人的な体験を絶対化し、それでいて、いままで在日韓国・朝鮮人問題に関して挙げられてきた学問的諸成果を全面的に無視・否認するという、別言すれば、研究者の風上にもおけないような「途方もない非科学的な姿勢」をさらけ出している。

高村直助編著『明治の産業発展と社会資本』（ミネルヴァ書房、1997年）に編まれた東條由紀彦の論稿「道路建設労働者集団と地域社会－北海道の場合－」は、戦前期の北海道地域においてタコ工夫の年間死亡率は千分の5程度であり、タコ部屋の虐待行為によって死亡した数は意外とすくなく、「タコ部屋でのリンチや虐待による死亡」はその一部であると指摘した。しかし、その史実に対比して、2年あまりで千名近くを殺した「囚人労働」や、10年足らずで3千名以上を殺した朝鮮人らの「強制連行」は、次元のちがう問題だと断わっていった<sup>45)</sup>。

この指摘は、タコ部屋に所属していた日本人労働者の死亡者〔率〕は、通常思われているほど高くはなかったことを強調したうえでの、「強制連行」した朝鮮人労働者虐殺に関する実話である。東條由紀彦がそのように論及した在日強制連行の歴史的事実は、鄭の「在日・強制連行の神話」〈説〉からみかえすとき、どのように解釈されればよいのか。

戦時体制期に朝鮮から日本に強制連行され、各地の「建設労働現場」などに送りこまれ、奴隷のように酷使されても、敗戦時まで生きのび、そのまま日本に定住した朝鮮人も多くいた。ただ、その数値を確定するための統計資料をえることが非常に困難である。だからといって、実際に存在したその事実すら認めない態度は不公正・不公平であり、研究者の採るべき姿勢でもない。

21世紀に入り、韓国・朝鮮関係の刊行物がより盛んになっている現況は、歓迎すべき現象である。けれども、鄭のごとき「似非」大学教員が、「マガイモノ」というか「学術書モドキ」の著作というか、わかりやすい修辞を使えば「トンデモ」な書物を公刊する風潮のある出版界に対しては、これがいつの時代にもある出来事とはいえ、憂うべき廃頹現象である。

鄭大均『韓国のナショナリズム』（岩波書店、2003年）は、「在日のなかには炭鉱や建設現場で過酷な労働を強いられた者がいるのは事実だが、それをいうなら日本人の男たちは戦場におくられていた」<sup>46)</sup>といい、戦時中はさらに、朝鮮人が旧日帝の軍人・軍属として大勢動員され犠牲になった「事実」に関して、まったく無知な記述をおこなっている。

---

45) 高村直助編著『明治の産業発展と社会資本』ミネルヴァ書房、1997年、〔東條由紀彦「道路建設労働者集団と地域社会－北海道の場合－」〕77頁。

46) 鄭大均『韓国のナショナリズム』岩波書店、2003年、93頁。

「本稿（その2）」で引照した樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』（総和社、2001年）は、日帝植民地下の「朝鮮人兵士たちは十分な軍の構成員としての役割を果たし得なかったという評価を下すべきであろう。しかしながら徴兵時期が戦争末期の消耗戦のさなかにあり、戦場での朝鮮人たちは戦闘に参加させられ多くの犠牲者を出したと見るべきであろう。特に海軍軍属など戦闘の激しかった地域では犠牲が多かったと確認できよう」と説明している<sup>47)</sup>。

樋口の同書はくわえて、中国東北部での朝鮮人徴兵や犠牲者の状況、南方や朝鮮内の軍属動員など、なお不明の点であることも断わっていた<sup>48)</sup>。敗戦後、ソ連によってシベリアに強制抑留された約60万人と推定される旧日本軍将兵のなかには、およそ数千人の朝鮮人兵士もふくまれていたと推測される。だが、その事実の詳細に関する真相は、まだ明らかにされていない。現在まで、シベリアに抑留された朝鮮人兵士の実態が明らかにされていないからといって、この歴史的な事実がなかったわけではない。

c) なかんずく、鄭大均『韓国のナショナリズム』2003年の〈記述〉は、1990年に雑誌『諸君！』などに鄭が公表した〈文章〉を転載したものである。その間、樋口『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』2001年や姜徳相『朝鮮人学徒出陣—もう一つのわだつみのこえ—』（岩波書店、1997年）など、関連する必見の研究業績が公刊されていたにもかかわらず、鄭はそれらを実見していないのだろうか、「まちがった見解」を垂れながしつづけた。大学教員が日々の研鑽を忘れたか、煽動者かともみまがうような発言をするのであれば、研究者稼業は廃業し、ただちに引退すべきである。

ましてや、「日韓関係・在日研究」者を名のるのであれば、最低限それにふさわしい調査・研究、とくに〈事前調査〉〈基本文献の精査〉を踏まえた論説が要求される。研究者であるなら、そういう前提条件を満たすべき論究をおこなうことは、説明の余地もないくらい当然なことである。

雑誌『諸君！』に投稿するのだから、つまり、日本の庶民・大衆うけを意識した雑駁な文章の創作だからといって、いい加減な内容な書きおろすようでは、都立大学〔現首都大学東京〕の教員も「売文家の徒」に墮落したというほかない。

樋口『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』や、姜徳相『朝鮮人学徒出陣—もう一つのわだつみのこえ—』は、「日韓関係・在日研究」者の鄭大均が前段に発言した内容にとってまさしく、絶対にみのがせない、歴史的な論点を解明する著作ではなかったのか？

国際法学者大沼保昭は、敗戦後に在日朝鮮人が直面した歴史的状況を、こう記述していた。鄭大均の抱く個人的観想の立場にあっては、このような国際法学者の指摘など眼中にないらしい。

50万人以上の朝鮮人が在日するに至った事実は、大日本帝国の下で在日を強制された植民地出身者に対し、植民地領有に伴う責任を全く自覚することなく、生活の基盤保障という条件なしにひたすら帰還の促進のみで問題の解決を図ろうとした日本、および、日本の戦争責任を……とらえることができず、従って民族解放の実質的な協力者たりえ

---

47) 樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』総和社、2001年、238頁。

48) 同書、239頁。

なかった米国の姿勢に対する無言の批判といえる<sup>49)</sup>。

鄭は、『在日韓国人の終焉』(文藝春秋, 平成13〔2001〕年)という「文藝新書」も、さきに公表していた。はたして、「在日韓国人の終焉」が「在日韓国・朝鮮人」という出自集団：民族存在そのものの消滅になるといえるか、そう簡単には予断を許さない民族 - 歴史社会学な研究課題である。

本稿が考察する「前田 一の経営労務理念」に関連させていえば、戦前に広く流布させられ、戦後もなお根強くつづく日本国家・日本人の「負のアジア民族観」への平伏を、鄭の意見は意味する。

こういうことを再度、考えておく必要がある。

〔韓国〕朝鮮人でなくなることで問題が解消していくと知っているに過ぎない。問題の本質は、韓国・朝鮮人の存在を日本社会が認め、日本社会で韓国・朝鮮人として生きられることが保証されるかどうかである。それこそが国際化した日本社会であるといえる。「内鮮」結婚を推進し、同化してしまえば問題が解決するという発想は戦前に繰り広げられた内鮮一体論と結婚奨励政策と変わるところがない。他民族の人と文化が日本社会のなかで生き続けられる社会が保証されなければならないのである<sup>50)</sup>。

「差別するな、区別をしてくれ」という在日韓国・朝鮮人の願い<sup>51)</sup>は、いまだ解決されていない。戦前の日本帝国は、「朝鮮人を差別だけして、区別しなかった」。結局、二等臣民あつかいする差別だった。

戦後において、日本社会のなかで在日韓国・朝鮮人が「差別」を批判しないまま、その「区別」を要求しなかったのであれば、明治以来この日本社会をむしばみつづけてきた「民族精神にまつわる〈病理現象〉」を容認したことになったのではないか。この問題性は、「在日日本人」自身に固有のものといってよい。

鄭 大均(てい たいきん, CHUNG Dae-kyun)が今後もこの姓名で生きつづけ、子孫を残すことになるなら、「在日韓国人」系の日本人、つまり韓国 - 朝鮮系日本人は存続しつづける。「終焉」するという事由は、どのようにしたら、説得的に論及できるというのか？

ここではさらに最近作、外村 大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究 - 形成・構造・変容 -』(緑蔭書房, 2004年)を紹介しておけば、前段の記述を補強できる文献枚挙になる。

最後に、「日韓関係・在日研究」者である鄭には失礼になるかもしれないが、重ねて申しておく。在日韓国・朝鮮人問題に関する研究文献は、いまでは豊富に接することができる。

**【付論②】** 「朝鮮人強制連行の歴史」に関連してここで、坪井幸生『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』(草思社, 2004年)を、その巻末に添えられた荒木信子による同書の解説「『歴史の証人』のメッセージから学ぶべきこと」とともに紹介し、批判をくわえてお

---

49) 大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂, 2004年, 226頁。

50) 樋口雄一『日本の朝鮮・韓国人』同成社, 2002年, 202-203頁。〔 〕内補足は筆者。

51) 福岡安則『在日韓国・朝鮮人 - 若い世代のアイデンティティー』中央公論社, 1993年, [あとがき] 230頁。

きたい。

坪井『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』はあくまで、〈植民地の「朝鮮」に駐在した警察官僚：1個人の回想録〉である。同書は〈その性格〉を補完する意図があるらしいが、坪井が回想した当該時期について適宜、〈一般歴史的に補述する記述〉も挿入した編成内容で製作されていた。筆者は、その記述のある個所に対して、批判をくわえる。さらに、荒木が同書に寄せた「解説」が〈完全にデタラメ〉とっていい記述をおこなっていた点にも、批判をくわえておく。

坪井の同書は、戦時中の「朝 - 日関係」に関して、こういう解説を挿入していた。

終戦前の内地にいた朝鮮人は約2百十万人であった。太平洋戦争期である昭和16（1941）年から昭和20（1945）年のあいだに内地に渡った朝鮮人は、終戦前に来日した朝鮮人全体の18.3%を占めるにすぎず、実際に戦時下の動員で来日した人の比率はさらに低い。自らの意志によって職や学業のために渡ってきた人びとがおもである<sup>52)</sup>。

これではまるで完全に、戦前 - 戦中に日本に移入してきた朝鮮人が、ただ「自らの意志によって職や学業のために渡ってきた」といったにひとしい。当時、朝鮮と日本は「植民地と支配国（宗主国）の関係」にあった。問題が2点ある。坪井の記述は、そうした植民地統治史的な枠組を総体的に言及できておらず、そして、両域〔両国〕のあいだに介在していた、人間や労働者の移動をうながした〈プッシュ要因とプル要因〉をめぐる国際労働経済学的考察も、できていない。思うに、この2点を強く期待することじたい、個人の回想録である同書においては無理であった。

筆者が「本稿（その1）」でも前田 一自身の記述に関して論及したように、戦前 - 戦中の朝鮮から日本への朝鮮人の地理的な移動を、前田が「多少バラ色な人生模様であるかのように描いていた」点を批判した。

戦後の日本でも一定の時期、「金の卵」ともてはやされた若い「中卒」の人材が、日本の各地方から大都市に地域移動して、労働力の供給源になる現象がみられた。しかし、戦前 - 戦中において、朝鮮人が職や生活の場を求め日本へ移動してきた現象を前面に出すかたちで、戦後の日本国内で生じた現象と似せて観察するような記述、あるいは強制連行の歴史を故意に過小評価するような姿勢は、要注意である。

戦時期における日本本土などへの朝鮮人の強制連行は、とくにその人数の把握については、資料や記録の不足・隠滅・散逸などのため、正確な数値を定める作業を非常に困難なものとしている。しかし、金 英達〔著作集Ⅱ〕『朝鮮人強制連行の研究』（明石書店、2003年）がその真相に肉薄しているとおおり、戦時期に朝鮮人の強制連行があった事実を否定したり、ごまかそうとすることはできない。

坪井『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』はたとえば、太平洋戦争中に日本に強制連行などによってきた朝鮮人は、「終戦前に来日した朝鮮人全体の18.3%を占めるにすぎず」と記述するが、その%を出すさい母数の大きさを軽んじ、「占めるにすぎず」という表現する点からして、作為的・恣意的な意向を感得させる。

坪井の同書はさらに、「朝鮮人の被強制連行の数」を、「約2百十万人×18.3%×戦時

---

52) 坪井幸生『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』草思社、2004年、158頁。



下の一定比率」だと説明していた。そうならば、より具体的にその数値を提示して、議論を深めるべきところではなかったのか。前掲、金英達『朝鮮人強制連行の研究』の参照は当然だと思う。筆者のこの「本稿（その3）」は、関連する資料・数値をかかげた諸統計を提示してある。

強制連行の歴史そのものに関する本質的理解をさらに深めるためには、前述の坪内廣清『「募集」という名の強制連行』（彩流社、1998年）が、「戦時体制期の朝鮮人強制連行」の「3期の時代区分」である、「募集：1939年9月～1942年1月」→「官斡旋：1942年2月～1944年8月」→「徴用：1944年9月～1945年8月」をすべて一括し、「強制連行」と再定義していた。この観点がとくに参考になる。

さらに、坪井『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』の巻末においては、解説「『歴史の証人』のメッセージから学ぶべきこと」という一文を寄せた荒木信子が、噴飯ものの歴史観を披露していた。こういつていた。

これまで私たちは、日本人が朝鮮人に対しどれほど悪辣で残虐な仕打ちをし、搾取のかぎりをつくしたか、総督府はいかに圧政をしいてきたか、日本人は朝鮮語を奪い、名前を強制的に変えさせ、民族を抹殺しようとした、それに対していかにりっぱな独立運動が興り、民族的な英雄が生れたか、という話をまことしやかに聞かされてきた<sup>53)</sup>。

日本帝国にかぎらないが、オランダ・イギリス・フランス・スペイン・アメリカなどの西欧帝国主義のもとで植民地にされた国々も、荒木が「まことしやかに」という文句で否定しようとした諸々の悪行をおこなってきた。日本帝国のばあいもその例外ではなく、同列であった。

日帝下で「朝鮮人がどれほど悪辣で残虐な仕打ちを」うけたか、経済的な「搾取のかぎりを」されたか、朝鮮「総督府はいかに圧政をしいてきたか」は、いくらでもその記録・証拠が残されている。朝鮮人から「日本人は朝鮮語を奪い、名前を強制的に変えさせ」たことも、まったく事実である。総じていえば、日本帝国は過去において、朝鮮「民族を抹殺しようとした」植民地の政策を実行してきた。

以上のごとき歴史的な事実＝真実を、「まことしやかに」という表現をつかい、如上のように荒唐無稽というか、唐突にも否定したがる荒木信子という人物は、いったい何者か。実は彼女は、最近韓国や北朝鮮という国に対して、露骨に嫌悪感を吐露しながら政治的な運動〔最近では北朝鮮拉致問題の糾明〕をおこなう機関、「現代コリア研究所」（佐藤勝巳が同所長、佐藤は「北朝鮮に拉致された日本人を救出する全国協議会会長」でもある）の研究員であった。

「北朝鮮憎し」「韓国嫌い」という素朴かつ複雑な心情を抱き、政治的な活動のために要求されるイデオロギー的発言だからといって、いい加減な歴史認識を、しかも銜った表現で「虚偽の発言」をすることは許されない。「北朝鮮憎し」「韓国嫌い」という〈素朴かつ複雑な心情〉を抱いている点だけは、ひしひしと伝わってくる。とはいえ、そのような「研究の姿勢」では、荒木信子〔たち〕の研究所員という肩書は偽称である。違和感が大きい。

---

53) 同書、〔荒木信子「解説」〕217頁。傍点は筆者。

## V 批判的考察－雇用経営者の身分と機能－

### 1) 雇用経営者登場の歴史的背景

前田が『サラリーマン物語』正統2編を出版したのは昭和3年であり、『職業婦人物語』出版は昭和4年であった。坂本藤良は、関連事情をつぎのように解説する。

今日のサラリーマン像は、大正末期とくに第1次世界大戦後に成立し、昭和初期の恐慌-準戦時体制期に完成した。日本資本主義は当時、世界有数の資本主義になって、世にいう独占資本主義が確立した。大学の数も増大し、大学卒も飛躍的に増えた。大企業は、官僚組織的な“近代化”を推しすすめ、壮大なピラミッド型の管理体制をつくりあげ、そのなかに多数の学卒サラリーマンを配置したのである。

日露戦争後の好景気を境としてすでに、大学卒業生が官界から実業界へと向かうようにかわってきた。その傾向が、第1次大戦を経て、もはや動かしがたいものとなった。明治41〔1908〕年には、東大・京大の卒業生のうち、会社・銀行に就職する者の1.6倍が官吏となったのに、第1次大戦の好景気に湧く大正6〔1917〕年にはその数字が逆転する。官立大学ですら、官員養成處よりも経営者養成所の色彩が濃厚となったのである<sup>54)</sup>。

法律系私学の明治と早稲田がその先頭を切って商学部を開設したのは、明治37〔1904〕年のことであった。学歴重視の採用、「学校出」の採用が、銀行や財閥系の大企業を中心に、ようやく制度化されはじめたのが、まさに明治30年代後半という時期であった。なぜ、銀行や会社が学校出を積極的に採用しはじめたのか。なによりも、企業の規模がおおきくなり組織として整備されるにつれて、単に簿記や英語の知識だけでなく、組織を管理し運営していく新しいタイプの専門家、つまり経営者や管理者への必要性が高まってきたのである<sup>55)</sup>。

大正10〔1921〕年東京帝国大学法科大学法律学科を卒業した前田 一は、「国家の体制側からものを見る法学部系学生の性格」、つまり「卒業式……当日、天皇の臨幸があり、成績優秀者に恩賜の銀時計の授与があった」〔ただしこの慣例は大正9〔1920〕年より廃止された〕、「この大学……卒業生の誰もがそういう国家の期待に応えなければならない」<sup>56)</sup>という国家意識に関しては、人後に落ちなかった。

ドイツ大学は英米系の紳士教育方式と異なり、教職員は国家の官僚で、国家主義的特色をもつと共に、きわめて専門的な高度の学術研究を行なう機関であった。自然科学系では後者の特徴をより強く受けるわけであるが、法科系では前者の特徴を具現する。藩閥政権は民権論者の台頭に備えて、才能を自らの陣営の中に吸収する必要に迫られたので、帝国大学の法科卒業生に特権官僚への道を与え、かくして法科万能の時代を現出す

---

54) 坂本藤良『日本雇用史 下－年功制への長い道程－』中央経済社、昭和52年、160頁、161頁。

55) 天野郁夫『学歴の社会史－教育と日本の近代－』新潮社、1992年、250頁、262頁、263頁。

56) 柴山 肇『内務官僚の栄光と破壊』勉誠出版、平成14年、57頁、58頁。

る<sup>57)</sup>。

だが、大学を卒業した前田は高等文官試験をうけず、日帝が中国東北地域に半官半民出資で設立した国策会社「満鉄（南満州鉄道株式会社）」の試験にも落第し、結局、日本の満鉄といわれる北海道炭礦汽船会社に就職する。とはいっても前田は、東大法科卒の学士様である。官尊民卑の風潮強い日本社会のなかではあったが、北炭に職をえた彼は、その後大活躍していく。

第1次世界大戦のまえにすでにコンツェルンは形成されていたが、そのときの重心は金融・商業・軽工業であった。けれども、いまやそれは造船・金属・採鉱・鉄鋼・機械の重工業の独占に基礎をおく現代的独占体となったのである。そうして、1920年恐慌を契機として日本の独占資本主義が完全に確立された。その頂点に立っていたのが、8大財閥〔三井 - 三菱 - 住友 - 安田 - 浅野 - 大倉 - 古河 - 川崎〕であった。

この8大財閥の直系・傍系とそれぞれの子会社という配下の会社だけで539もあり、関係会社234までふくめると、ほとんどの巨大企業がその傘下に入り、全国会社資本の63.8%が支配されていた。しかも、この財閥の頂点にある持株会社は、同族によって形成されており、ひとにぎりの財閥一家が、全資本家と国民を支配していたともいえる<sup>58)</sup>。

前田が就職した会社は、三井系の北海道炭礦汽船であった。この会社は満鉄ほど超巨大な規模ではなかったが、戦前 - 戦中から戦後にかけて日本を代表する大企業の1社であった。ちなみに、“北海道炭礦汽船”の現状はこうなっている。

### =当社の沿革=

当社は明治22年（1889）、国より幌内炭山（現北海道三笠市）と鉄道（幌内より小樽市手宮迄）の払下を受けて、「北海道炭礦鉄道会社」として創業した。その後夕張炭鉱（現夕張市）、空知炭鉱（現歌志内市）等続々炭鉱を開発し併て道内の鉄道網の充実を図った。更に、小樽・室蘭等の港湾設備を整備し、又石炭輸送の為多くの船舶を所有し海運業にも進出した。

明治39年（1906）、鉄道国有法により鉄道部門が国に買い上げられた事により石炭海運業の性格を生かして社名を現在の「北海道炭礦汽船株式会社」に改めた明治40年（1907）、英国のアームストロング社との共同出資により、室蘭市に株式会社日本製鋼所を設立。明治42年（1909）、室蘭市に輪西製鉄所を設立し溶鉱炉の創業を始めたが、昭和9年（1934）に大日本製鉄株式会社（現新日本製鐵株式会社）に譲渡した。又電気事業も広域的に行い、更に林業・製材・窯業、そして観光事業・不動産業にも進出するなど多角経営を行った。

戦後、国の傾斜生産方式により新鉱開発、増産を図ったが、昭和30年以降世界的なエネルギー革命の進展により、最盛時18炭鉱・従業員25,000名有したものの逐次

57) 杉本 勲編『体系日本史叢書 19 科学史』山川出版社、昭和42年、382頁。

58) 大橋隆憲編著『日本の階級構成』岩波書店、1971年、54-55頁。

閉山、人員合理化へ移行せざるを得なかった。昭和45年（1970）夕張新炭鉱の開発に着手し、昭和50年（1975）、出炭開始するも、昭和56年（1981）、事故の為閉山の止む無きに至った。その後、平成元年（1989）に幌内炭鉱、平成7年（1995）に空知炭鉱が閉山し国内全炭鉱の生産を終えた。

当社は平成7年（1995）に会社更生法の申立てを行い、翌平成8年（1996）6月27日に更生計画の認可を受けて、現在再建に努力中である。将来的には、主要関連各社との密接な連繋により、新生”北炭”の構築を図る。

出所) <http://www.hokutan-coal.co.jp/newpage6.htm/>  
2002年10月30日検索。

かつては隆盛をきわめた北炭もいまでは、再建更生中の会社である。上枠内に参照したホームページは、1世紀以上の社歴を誇るこの会社〔2002年3月末日〕の内幕を、こう記録している。

- ・資本金 2100万円
- ・本店のほか、1事務所・2営業所・1貯炭センター・1ガラスセンターからなる企業組織
- ・全従業員21名、営業内容は「石炭（海外一般炭）の輸入及び販売や輸入板ガラスの加工及び販売」

— 話を、本筋の戦前にもどそう。日本資本主義の未曾有の発展にともなって労働者も激増した。

1914〔大正3〕年に308万人であった全労働者は、1920〔大正9〕年に466万6千人、1930〔昭和5〕年857万5千人となり、1920年には小作貧農をはるかに追いかけて被支配階級の47%を占め、1930年には実に63%となった。その過程で、労働者の状態はおおきくかわった。労働者階級の中核をなしているのは、工場および鉱山労働者である。

その工場および鉱山労働者は、1914年の145万人〔うち官営17万人〕から1920年241万人〔官営18万7千人〕、1925年296万人〔官営15万4千人〕、1930年292万人〔官営13万8千人〕というように激増した。しかも、500人以上の大工場の労働者は、1914年42万人〔工場労働者の25.1%〕、1920年57万人〔31.1%〕、1925年75万人〔37.5%〕というように増えていった。

まだ、軽工業がおおきな比重を占めていたために、繊維部門の労働者の比率はしだいに低下しつつあったとはいえ、1929〔昭和4〕年でもなお52%に上っていた。けれども、1914年に15万人にすぎなかった重工業労働者は、1929年には100万人を数え、工鉱業労働者の41.2%にも達している。この重工業部門では、鉱山では75%、金属および機械工業ではそれぞれ95%が男子労働者であった<sup>59)</sup>。

---

59) 同書、55-56頁。

現在会社更生法適用中とはいえ「北炭」は、「石炭とともに1世紀」を存続してきた由緒ある企業である。前田 一なる人物はこの会社の盛んな時期に入社し、敗戦後もしばらく、有為の人材となって活躍してきた。前田の職歴のなかでも注目すべき仕事：「植民地・支配地域からの戦時労働力調達」は、大橋隆憲編著『日本の階級構成』（岩波書店、1971年）も、以下のように関説していた。

1914年にまだ3千5百人に過ぎなかった在日朝鮮人は、日本帝国主義の収奪がきびしくなるとともに1920年以後は急激に増え、1927年には17万1千人余となった。その多くが人夫や鉱夫であり、社会の最低辺に位置づけられたことをみおとしてはならない。この朝鮮人労働者の存在は、日本人労働者の階級意識の成長を妨げるために、権力によって強制連行されたのである<sup>60)</sup>。

筆者は、「権力によって強制連行された朝鮮人労働者」は、「日本人労働者の階級意識の成長を妨げるため」だけに日本国内の炭礦や建設現場などに移入され、「存在」させられたとはみていない。というのは、その第1の目的はなによりも、日本人労働者の絶対的不足をおぎない穴埋めするため、すなわち帝国主義的な「労働経済的窮状」という現実的な理由にみだされたからである。この目的がそれこそ第1なのであって、大橋隆憲編著の指摘する問題点「日本人労働者の階級意識」云々が、たとえ国家や企業によって期待され意図された目標・効果だったとしても、それだけをもって、戦時中強制連行された朝鮮人労働者問題を語りつくすことはできない、と考える。

だから、帝国主義的政治支配が植民地出身者に対して抱いた「国家・企業がわの目標・期待」＝「コストの論理：その奴隷的詐取による利潤への転化」は、当初より「自明かつ当然に期待された認識だったこと」を十全に踏まえておけばよいのである。それを、植民地経済的な主従関係における要請をはるかに超え、さらに過大な意味づけを与えるかのように強点を振って記述することは、どうみても過剰な表現である。もちろん、大橋編著の指摘するそうした論点が結果的に、日朝の労働者間に生起し介在したことは事実である。とはいえ、大橋隆憲編著『日本の階級構成』1971年の〈階級史観の過剰〉な認識方法には、留保が必要である。大橋編著と同様な筆致は、のちに言及する加藤佑治にもみられるので、あらかじめ留意をうながしておきたい。

## 2) 経営ナショナリズム

敗戦の年、1895〔明治28〕年生まれの前田は50歳になる。前田は、「日本人というものは、若いときはともかくも、50とか、6、70にもなると、日本人的感觉というか、日本人の血というようなものが蘇ってくるというようなことはないでしょうか」と語っていた<sup>61)</sup>。

「日本人的感觉」「日本人の血」という文句がはたして、いかほど客観的な裏づけを与

---

60) 同書、58頁。〔〕内補足は筆者。

61) 前田 一編『この人この道』日本経営者団体連盟弘報部、昭和43年、137頁。

えられて提示されたものか学問的に厳密に問えば、いまだ不明なことである<sup>62)</sup>。たしかなのは、明治以降、欧米帝国主義に対抗した日本帝国主義による侵略路線が「アジア人の感覚」に無知であり、「アジア人の血」を吸いつつその膨張・拡大を凶ってきたことである。

日本の帝国主義路線も、ナチス流の概念「血と土」(Blut und Boden)と基本的に同じである。日本帝国主義によるアジア侵略の方途は、アジア諸国の価値—国家・体制・民族・宗教・風土などの「ありかた」そのものを、対等・公平な立場ではけっして認知・許容しないものであった。もっとも、欧米の帝国主義と日本の帝国主義のちがいにあえて止目するなら、そこに若干めだつ特徴がみいだせないわけではない。しかし、そうはいつでもそれは、帝国主義の作法というか手法において露出させた「些少な相違」にすぎない。

前田 一という人物は、そうした日帝の尖兵：突撃兵たる役目を存分にはたしてきた。それだけでない。そのまえに前田はまず、日本国内における対労働者政策の最前線で八面六臂の働きをなし、そののち帝国主義の道を歩んだ日本軍国の有能な手兵：輜重兵にもなっていた。「本稿(その1)」に前掲の表6「大正後期-昭和初期の大企業争議」は、前田の「階級意識=支配者がわの立場」を育んできた(ひとつの時代背景)だったといえる。

朴 慶植は、戦時・戦後において日本の国家-企業体制がわに忠実に立った人間、いいかえれば、「朝鮮に対する日本帝国主義の植民地支配・朝鮮人労働者に対する虐待・虐殺の具体的事実の究明がないところにこれら〔侵略的本質の牙〕の思想温存の基盤がある」と、前田 一のような者たちの思想と行動を糾弾してきた<sup>63)</sup>。

拙著『満洲国と経営学—能率増進と産業合理化をめぐる時代精神と経営思想—』(日本図書センター、2002年)でも議論したように、中国東北地域に敷設された鉄道を中心に事業経営体を構成した南満洲鉄道株式会社〔満鉄〕に職をえた日本人たちは、民間従業員の意識-立場だけでなく、日本帝国臣民の意識-立場からも、中国侵略に対する役割を積極果敢に分担していた。その役割の発揮ぶりはまさしく、軍隊組織編制上において「予備役」と呼称するにふさわしいものであった。

満鉄社員がみせた関東軍に対する軍事鉄道的な全面的協力態勢は、「満洲事変」時については『満鉄社員健闘録 全3篇』(満鉄社員会、昭和8年・9年・11年)が、また、日中戦争発生後におけるそれについては『支那事変大陸建設手記』(満鉄・華北交通社員会、昭和16年)がそれぞれ、日本軍への協力行動を誇らしげに記録している。

満洲事変をおこして満洲支配から満洲国「建国」までこぎつけた日本は、つづいて日中戦争を開始し、中国全土の広い地域に戦線を拡大、華北(北支)地域も支配下に収めた。しかし、この戦争は泥沼化したため敗戦時まで日本軍全戦力の6割は、中国に釘づけにされたままだった。経済的=軍事的な生産力において圧倒的に優勢なアメリカなどを敵国に戦争したにもかかわらず、日本のそのような戦力の布陣では、遠いドイツやイタリアと枢軸を組み「3国同盟」をむすんでも、はじめから勝ち味などなかったのである。

昭和16〔1941〕年12月8日、日本は米英と太平洋を主戦場とする大東亜戦争を開始した。

---

62) この点については、小熊英二『単一民族神話の起源』新曜社、1995年、小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学、2002年など参照。

63) 朴『在日朝鮮人・強制連行・民族問題』237頁。

このころには、表7-1「強制連行朝鮮人労働者数」でもわかるように、植民地朝鮮から日本への朝鮮人の強制連行がより盛んになった。さらには、戦場となったあと日本の支配のおよんだ中国地域からも、中国人を日本へ強制連行することにした。

戦時体制下において日本の各鉱工業会社は、不足する日本人労働者の穴埋めに朝鮮人・中国人を、くわえて英米蘭などの俘虜や、もちろん日本国内で転廃業した者や日本人女性、年少の学徒も、労働力に利用した。したがって、日本の軍需関連企業はとくに、外国人や俘虜の奴隸的使役によって莫大な超過利潤をえた。だが、敗戦後における戦争責任的な残務の処理、あるいは企業犯罪的ともいべき残債の清算問題については、日本の国家と企業との共謀的な証拠隠滅行為によって、まともな解明の途がはばまれてきた。

ところで、経営学という学問において「雇用経営者」という概念は、“employed manager”のことであって、会社資本に雇われた最高管理者を意味する。明治維新とともに幕開けした日本の資本主義体制は、「殖産興業」の任務を推進させるに当たって、「富国強兵」国家をめざさねばならないものだったゆえ、同時に「尽忠報国」なる産業立国の国家的精神が要求された。このような日本資本主義離陸時の特殊事情を受容した日本の企業者たちは、《経営ナショナリズム》〔経営〈民族〉主義〕と形容されるべき理念・信条を抱いて会社を起業し、その運営に当たらねばならなかった。

① ヨハネス・ヒルシュマイア、土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』（東洋経済新報社、昭和40〔原著1964〕年）に関する議論。

— ヒルシュマイアは、こう述べる。日本資本主義の事業界には、早くから二重性が存在した。つまり、「国家のための企業」<sup>エンタープライズ</sup>が一方で存在する他方で、「営利のための事業」<sup>ビジネス</sup>が存在した。江戸時代の封建階級人士は、すくなくとも表面的には“商人”になることを拒否し、その社会的自負を経済界にもちこんだのである<sup>64)</sup>。

「国家のための企業」と「営利のための事業」とは、ソースタイン・ヴェブレンの「機械装置の技術的論理を核とする制度としての〈産業〉」と「金銭的思考を核とする制度としての〈企業〉」とに類似する<sup>65)</sup>。あるいは、マックス・ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理」と「資本主義の精神」とを想起させる<sup>66)</sup>。

基本的には、「日本⇔国家 - 体制」、「アメリカ⇔制度 - 産業」、「ドイツ⇔宗教 - 資本」という「概念要素上の〈とりあわせ〉」のなかに、各国の相違がにじみ出ている。歴史的に観察すると、営利概念をめぐる以上のような問題焦点の相違は、同じ資本主義国であっても〔ここでは日と米と独〕、各国がそれまで継承してきた「経済制度と時代精神」に顕著な影響をこうむってきたことを示唆する。

明治日本は、後発の資本主義体制を国家政策的に、一気呵成に造成し発展させねばならなかった。それゆえ、ヴェブレンのいう「制度としての産業」を構成する諸会社の存在意

64) ヨハネス・ヒルシュマイア、土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』東洋経済新報社、昭和40年、53-54頁。

65) ソースタイン・ヴェブレン、小原敬士『企業の理論』勁草書房、1965〔原著1904〕年参照。

66) マックス・ウェーバー、梶山力・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、昭和30・37年〔原作1904-1905→1920年〕。

義は、「国家のための企業」まで意図的に昇揚されねばならなかった。あるいはさらに、ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理」に該当するだろう旧日本帝国「国家的な理念」、すなわち「大日本帝国八万世一系ノ天皇ヲ統治ス」、「天皇ハ神聖ニシテ侵ス不可侵スベカラズ」（大日本帝国憲法第1条、第3条）という「古代神話的概念の近代的再編成」によって形成された価値観のもとで、企業家は、各自事業のになうべき産業化を推進させることになった。したがって、企業家の抱く経営理念は、そうした国家の路線に沿った理屈づけを用意、創出しておかねばならなかった。

しかし、資本主義的事業経営をおこした日本の企業者は、「国家のため・天皇のため」という崇高な大義名分：「<sup>ビジネス・ナショナリズム</sup>経営（国民）主義の理念」を前面にかかげつつも、実のところではそれを媒介に、資本主義本来の営利追求という私的慾心をうまい具合に包摂させ、正当化することになっていた。各産業部門・各業種分野における個別企業の繁栄・発達は当然、日本の資本主義全般の伸長・発展に寄与するのである。その結果：成績しだいで、評価はいくらでもかわりうるものなのだが、最初に掲揚された企業の目的が私心・利欲に根ざすものではなく、国家（天皇）と社会（臣民）のためだという錦の御旗を正面にかかげることができれば、日本の資本主義発達を刺戟するための「利潤動機・利己主義」が、国家発展にとっては不可欠の推進力とみなされ、経営理念的にも昇華されて、ひとまず聖化されることになった。

政治家の大久保利通が、国家・天皇制を基盤に日本帝国を立国させた実力者だとすれば、実業家の渋沢栄一は、社会・国民の経済展開のために必要な会社企業を、数多く創設させた立役者だった。この偉大な2名に比較するわけにいかないけれども、明治時代におけるそのほか大勢の企業家〔起業者〕は、国家と社会のためにと標榜する経営理念を拠所にすることによってこそ、存分に営利追求に励むことができたといえる。

だが、資本主義の「存在理由である私的利益の追求活動」がもたす「弊害の発生」や「悪徳の栄え」は、「国家・天皇のため、社会・国民のため」という国家理念的な名分がかぶせられたとき以来、異様なかたちでの展開をみせつづけてきた。日本の産業経済が環境・公害問題において不名誉な先進国になったという歴史上の事実は、この国の資本主義発達史のなかでは不回避だった「そのアポリア（解決困難な問題）」に原因するものであった。

② バイロン・K・マーシャル、鳥羽欽一郎訳『日本の資本主義とナショナリズムービジネス・エリートの経営理念ー』（ダイヤモンド社、昭和43〔原著1967〕年）からの議論。

— マーシャルは、イギリスおよびアメリカの資本家が抱懐した古典的な信条と、明治日本の企業家理念を区別する第1の点は、この両者が採った態度にあると述べている。すなわち、イギリスとアメリカにおける信条は事業<sup>ビジネス</sup>それじたいを賛美し、経済競争の世界へ参加することは、ほかの職業ではみいだせない種類の統率力を生みだすと主張した。これに対して、明治期の日本に登壇する企業理念は、私的経済行為それじたいを称揚することはほとんどなく、過去の時代における商人階級の役割を再解釈する試みや、近代的企業家を理想とすべき文化人間類型の確立への試みも、ほとんどみられなかったと主張した。

明治期、日本の企業家が社会において指導的地位を主張したときそれは、彼が経済競争に打ち勝つ能力をしめした理由でも、富の獲得を個人能力の優秀さと同一視することでも、富それじたいを事業における成功の尺度とみなす考えかたでもなかった。明治実業界の指導者が主張したかったのはまず、偉大な国家を建設するための経済的基礎を築くという困



難な仕事を遂行し、それによって国家を防衛するという深い忠誠を尽くしたということであった。さらに、そうした行為によって、軍人や政府の官僚として働く人々と同じように、徳川時代の武士がになった指導的立場をうけつぐに値する有益な人間であることであった。

そのようにして、明治期における企業家の理念のなかには、理想とすべき文化的人間類型として封建時代の武士のイメージが残存した結果、西欧資本主義を特徴づけた経済的個人主義の哲学は、入りこむ余地がほとんどなかった。日本の企業家の代弁者たちは、協会〔大正8（1919）年創立〕と同じように、物質的誘因とか報酬についての考慮をまったく度外視し、労働遂行の倫理観を強調した。日本の企業家が、「精神的な」報酬、「社会的貢献からえられる満足」のためにすすんで働いた点は、西欧社会の企業家の属性である「功利主義的」や「個人主義的」、「利己主義的」な考えかたと、よく対比されるものである<sup>67)</sup>。

したがって、日本の資本家は矛盾した立場におかれた。日本の経営理念が基礎とする中心的な前提と矛盾せずに、利潤動機 - 利己主義を賞揚できなかつた。同時にまた、自分たちは、昔の武士のように利己心とまったく関係がないともいえなかつた。そのせいで、戦前日本の企業家の代弁者は、社会全体の調和の維持を第1とし、個人的利益とか私利を得るをそれに従属させねばならないという考えかたを、無条件にうけいれた<sup>68)</sup>。

産業界の指導者たちは1920年代において、資本家・経営者階級に対して向けられた敵対的感情をやわらげようと、種々の努力をおこなった。だが、経済制度として私的企業が正しいものと正当化する議論はなされなかつた。もっとも、1930年代の政治闘争にさいしては、近代的企業家の威信と勢力を正当化するために私的企業の広めた考えかたが逆に、企業家を攻撃する理念上の武器として用いられた。とはいえ、日本の資本家・経営者階級は結果的に、私企業の事業管理におけるその自主性を保持することに驚くほどの成功を収めた<sup>69)</sup>。

マーシャルは要するに、日本では江戸時代の「前工業社会的価値体系」が、近代西欧の「自由主義」「経済的個人主義」といった新興の企業家理念によって打破、代置されず、明治期以降の企業家によってむしろ積極的に導入、再編された過程を論究した。それは、個人中心主義的経済理念である「私利の追求」「利潤動機」「自由競争」を理論的支柱として西欧に発展した近代資本主義が、「国家への忠誠」「滅私奉公」など集団中心主義的経済理念を濃厚に温存する日本という異質の社会に導入されたとき、はたしてどのような屈折がみられたかという問題であった<sup>70)</sup>。

【以下、次号につづく】

---

67) バイロン・K・マーシャル、鳥羽欽一郎訳『日本の資本主義とナショナリズムービジネス・エリート』ダイヤモンド社、昭和43年、79-80頁、175頁。

68) 同書、189頁、196-197頁。

69) 同書、177頁、204-205頁、187頁。

70) 同書、〔鳥羽欽一郎「あとがき」〕239頁、243-244頁。